

# 佐世保工業高等専門学校人事委員会規則

(令和8年3月27日制定)

## (設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校に、本校の人事、表彰及びダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）（以下、「ダイバーシティ」という。）に関する事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教員評価に関すること。
- 二 佐世保工業高等専門学校教員選考規則に定める教員候補適任者推薦委員会から推薦された候補適任者及び昇任並びに配置換をさせようとする教員の資格審査に関すること。
- 三 佐世保工業高等専門学校表彰規程に基づく、表彰の対象者の選考に関すること。
- 四 独立行政法人国立高等専門学校機構ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）行動計画を推進するための施策に関すること。
- 五 教職員のダイバーシティの推進のために必要とされる教育・啓発活動に関すること。
- 六 教職員のダイバーシティの現状の自己評価に関すること。
- 七 その他本校の教職員のダイバーシティの推進に関し必要なこと。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 筆頭副校長
- 三 副校長
- 四 専攻科長
- 五 前条第2号に規定する事項を審議する場合は、当該教員が所属する学科の学科長又は基幹教育科長
- 六 事務部長
- 七 前条第4号から第7号に規定する事項を審議する場合は、校長が指名する女性教職員

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代行する。

## (議決)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 委員会は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。